



# 島根県報

平成29年7月21日（金）

第2,922号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額	（雇用政策課）	2
兼用工作物管理協定の成立	（河川課）	4
都市計画変更の図書の縦覧（3件）	（都市計画課）	5

### 【特定調達公告】

遺失物管理システムの賃貸借及び付帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	6
---	--------	---

**告 示****島根県告示第404号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成29年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16048	雑誌	裏モノ JAPAN 7月号	鉄人社	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16049	雑誌	裏モノ JAPAN 8月号	鉄人社	
16050	雑誌	恋愛天国パラダイス 7月号	竹書房	
16051	雑誌	mini Berry vol. 33	秋水社	
16052	書籍	映画になった戦慄の実話100	鉄人社	
16053	書籍	熱愛はどこだ	コアマガジン	
16054	雑誌	ナックルズ極ベスト vol. 17	ミリオン出版	

**島根県告示第405号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯石郡飯南町真木1510-8、1510-11
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第406号**

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）別表54の項第4号イの規定に基づき、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額を次のように定め、平成29年10月1日から施行する。

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成28年島根県告示第244号）は、廃止する。

平成29年7月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 特級 17,900円
- 2 1級、2級（3に規定する者が受検する場合を除く。）、3級（3から5までに規定する者が受検する場合を除く。）、基礎1級、基礎2級及び単一等級

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾	17,900円
機械検査、婦人子供服製造	14,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	13,100円

- 3 2級及び3級（受検する年度の4月1日において35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに4及び5に規定する者を除く。）が受検する場合に限る。）

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業	8,900円

包装、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	
機械検査、婦人子供服製造	5,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	4,100円

- 4 3級（在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。5において同じ。）（5に規定する者を除く。）が受検する場合に限る。）

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	11,900円
機械検査、婦人子供服製造	9,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	8,700円

- 5 3級（受検する年度の4月1日において35歳未満の在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が受検する場合に限る。） 2,900円

#### 島根県告示第407号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称  
二級河川益田川水系今市川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
益田市乙吉町イ87-36番地から同町イ88-16番地まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 益田市長

益田市常盤町1-1

#### 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

#### 6 管理の期間

平成29年7月3日から道路の存続する日まで

---

#### 島根県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

広瀬都市計画区域の全域

#### 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

#### 島根県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

津和野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

津和野都市計画区域の全域

#### 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

#### 島根県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 7 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
六日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
六日市都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 7 月21日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
遺失物管理システムの賃貸借及び付帯する導入業務委託契約
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 賃貸借期間  
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで
  - (4) 導入業務委託  
入札説明書による。
  - (5) 委託期間  
契約の日から平成30年2月21日まで
  - (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成31年9月まで）及び10パーセント（平成31年10月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年9月まで）及び110分の100（平成31年10月から）に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
  - (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。
  - (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間

が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

- (2) 入札説明会

行わない。

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年7月21日（金）から同年8月8日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成29年8月31日（木）午後2時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月31日（木） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 会議室

ウ 開札 即時開札

- (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加えた額）を賃貸借期間で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額を賃貸借期間で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 8 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 その他

詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Subject matter for tender : The contract which introduces a lost article management system, and the leasing contract of the system.
- (2) Bid tendering Date : August 31, 2017, 2:00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on August 31, 2017)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)